

# 学校法人梅光学院法人運営の基本方針

## 第1章 梅光学院の自律性

### 1-1 建学の精神

#### (1) 建学の精神

梅光学院は、1872年の建学以来、一貫して「強くしなやかな精神と、新しい世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人間を育てる」ことを法人運営、学校運営の基本としてきましたが、今後ともこの精神を堅持します。

- (2) 建学の精神・理念に基づき、幼稚園、中学校、高等学校、大学が育成を目指す人材像  
幼稚園から、中学校、高等学校、大学まで、それぞれの学校段階に応じた、時代を先取りした教育を行うことによって「キリスト教信仰に基づく教育を受けた者としての礎を持ち、強くしなやかな精神と、新しい世界を切り拓く能力を、他者のために用いることのできる人材」を育成することを目指します。

### 1-2 教育と研究の目的

#### (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

##### 【大学】

##### ① 梅光学院大学の教育研究上の目的

高い教養と専門的知識、技能を教授・研究し、キリスト教の信仰に基づく人格教育を基盤とし、愛と奉仕に生きるよき社会人を育成します。

##### ② 文学部人文学科の教育研究上の目的

キリスト教精神と深い人間理解に支えられ、他者に寄り添い、ユニバーサルな視野をもって地域社会につながることのできる人（ひと）を育成します。

##### ③ 子ども学部子ども未来学科の教育研究上の目的

家庭、学校、地域社会における保育・教育の重要性について学び、次世代を担う子どもの健全な育成にかかわる幅広い保育・教育研究を行い、専門的知識及び技能を修得した現場力のある人材を育成します。

##### 【中学校・高等学校】

##### 梅光学院中学校・高等学校の教育の目的

キリスト教の信仰に基づく人格教育を基盤とし、“Beyond the Borders”「自分を超える・国境を越える」を学校目標とし、授業だけでなく、学校行事、課外活動、留学、ボランティアなどの幅広い学びを通じて得た知識、技術、能力を他者のために用いることができる自律的な生徒を育てます。

## 【幼稚園】

### 梅光学院幼稚園の教育目的

キリスト教の信仰に基づく教育を基盤とし、遊びを中心とした教育、柔軟性のある世界観を養う教育を通じて、一人一人の園児が、豊かな人生を切り拓き、これからの社会の創り手となるための基礎を培います。

## 1-3 中期計画の策定とその実現に必要な取り組み

- ① 効率的かつ効果的で合理的な経営を行うために、学校法人梅光学院、梅光学院大学をはじめとする設置学校を取り巻く、国際的な動向も踏まえた中期的な学内外の環境の変化の予測及びSWOT分析に基づき、適切な中期計画をおおむね5年に一度策定します。中期計画には、その基礎となる財政シミュレーションを一体的に含めるものとします。中期計画には、可能な限り数値目標を付し、項目ごとに重要度及び緊急度に関する指標を付して、資源配分及び実行優先度の判断基準とします。中期計画は3年目に進捗状況などを踏まえて中間評価を行い、必要な改訂を行います。
- ② 中期計画の進捗状況を、常任理事会及び中長期計画推進本部会議において定期的に把握し、進捗を管理します。
- ③ 中期計画及び進捗状況は広く内外に公表し、透明性ある法人運営・学校運営に努めます。
- ④ 全教職員を対象とし、梅光学院及び梅光学院大学をはじめとする設置学校の重要課題を分析し、意見交換を行う「政策レビュー」を通して、経営陣と教職員が中期計画を共有するとともに中期計画の改訂及び次期中期計画の策定に反映します。
- ⑤ 中期計画に盛り込む内容
  - ア 建学の精神・理念に基づき育成する人材像とこれを実現する教育目標
  - イ 教育、研究、地域貢献及び法人経営に関する数値目標（可能かつ適切な場合）、達成時期、緊急度・重要度を付した改革の具体策（特に国際化方策、ICTの活用策に留意）
  - ウ 学資金、学力、心身、日本語、時間的・空間的距離など様々なハンディキャップをもつ学生に対する支援、就職など進路実現支援などに関する方策
  - エ 機動的かつ迅速な意思決定を行うための法人経営、大学・学校経営の方針
  - オ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開、「インナー・コミュニケーション」（学生、保護者、生徒・学生採用企業、地域社会、教職員、卒業生、大学生協などとの意見交換）のための方策
  - カ 財政基盤の強化・安定化策
  - キ 入学定員確保策
  - ク 施設・設備など教育・研究環境整備計画
  - ケ 教職員のFD、SDを通じた資質向上策
  - コ 中期計画実現のためのPDCA体制
  - サ 卒業生とのきずなの維持・強化策

シ その他必要な事項

## 第2章 梅光学院の公共性

### 2-1 社会的責任

- ① 梅光学院各学校の教育（大学の場合は、教育に加え研究及び地域貢献）の質の向上及び経営の透明性の確保を図ります。
- ② 各学校の運営、法人経営において、常に園児、生徒、学生を最優先とし、保護者、教職員、卒業生、生徒・学生採用企業、地域社会構成員等のステークホルダーとの良好な関係を保ちます。
- ③ 梅光学院各学校は多様性を尊重します。

### 2-2 梅光学院大学の執行体制

#### (1) 学長の責務

- ① 学長は、梅光学院大学の人材育成目標を達成するため、教育・研究の質の向上を図るうえでリーダーシップを発揮します。
- ② 教職員が、教育・研究・社会貢献に関する学長方針、中期計画、経営状況、大学を取り巻く環境変化、高等教育政策などを十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

#### (2) 学長補佐体制（副学長・学部長の責務）

- ① 学長が指名する副学長は、学長方針を実現するため、分担する職務に関し教職員とのコミュニケーションを図り、学長を補佐します。
- ② 学長が指名する学部長は、学長方針を各学部で実現するため尽力するものとします。
- ③ 学長、副学長、学部長は、「大学運営会議」及び「学部間連絡会議」を定期的開催し、学長方針の実現方策についての共通理解と情報共有を図るものとします。

#### (3) 教授会の責務

教授会は、学長の諮問機関として、教育・研究に関し学長が決定を行うに当たり、学生の利益と大学の発展を最優先として意見を述べるものとします。

### 2-3 教職員

#### (1) 教職協働

教員=ティーチングスタッフ（以下、「TS」という。）と事務職員=マネジメント・スタッフ（以下「MS」という）は、適切に役割を分担・協力・連携します。

#### (2) 教職員の資質向上のための施策

- ① ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、TS 個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度実施します。

イ TS 個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

② スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての TS・MS 等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働を推進するため、MS としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

エ 変革へのマインドセットを有する人間を積極的に採用します。

(3) 学生の育成

① 学部は、どのような学生を受け入れ、どのような人材をどのように育成するかを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋を具体的に明示するものとします。

② 学生に対する教育、奨学金、進路支援などの施策に関し、自己点検・評価を数年ごとに実施し、広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の進路実現にふさわしい教育の質の向上・高度化、学修環境・内容等の整備・充実に取組みます。

2-4 梅光学院大学の社会貢献・地域連携

① 梅光学院大学が、地域社会の理解と支持によって支えられていることを自覚し、教育・研究活動の多様な成果を様々な形で地域社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての役割を果たします。

③ 地域の多様な社会人を積極的に受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

2-5 梅光学院大学の認証評価および自己点検・評価

① 認証評価

認証評価を受審し、評価結果を踏まえて改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

大学の教育・研究、社会貢献、運営などに関する各種情報を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責

任を果たします。

## 2-6 梅光学院中学校・高等学校の執行体制

### (1) 校長の責務

- ① 校長は、梅光学院中学校・高等学校の人材育成目標を達成するため、教育の質の向上を図るうえでリーダーシップを発揮します。教職員が、教育・社会貢献に関する校長方針、中期計画、経営状況、中高を取り巻く環境変化、初等中等教育政策などを十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

### (2) 職員会議の責務

職員会議は、校長の諮問機関として、教育に関し校長が決定を行うに当たり、生徒の利益と中高の発展を最優先として意見を述べるものとします。

### (3) 生徒の育成

- ① 各学校（中高）各学科（高校普通科・音楽科）は、どのような生徒を受け入れ、どのような人材をどのように育成するかを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋を具体的に明示します。
- ② 生徒に対する教育、奨学金、進路支援などの施策に関し、自己点検・評価を毎年実施し、広く社会に公表するとともに、その結果に基づき生徒の進路実現にふさわしい教育の質の向上・高度化、学修環境・内容等の整備・充実に取組みます。

## 2-7 梅光学院幼稚園の執行体制

### (1) 園長の責務

- ① 園長は、梅光学院幼稚園の人材育成目標を達成するため、教育の質の向上を図るうえでリーダーシップを発揮します。
- ② 教職員が、教育・社会貢献に関する園長方針、中期計画、経営状況、幼稚園を取り巻く環境変化、幼児教育政策などを十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

### (2) 職員会議

職員会議は、園長の諮問機関として、教育に関し園長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとします。

### (3) 園児の育成

- ① 幼稚園は、どのような園児を受け入れ、どのような人材をどのように育成するかを明確にし、入園から卒園に至る教育の道筋を具体的に明示します。

- ② 園児に対する教育・支援などの施策に関し、自己点検・評価を数年ごとに実施し、広く社会に公表するとともに、その結果に基づき園児の成長にふさわしい教育の質の向上・高度化、教育環境・内容等の整備・充実に取組みます。

### 第3章 梅光学院の法令遵守体制

#### 3-1 法令遵守のための体制整備および危機管理

##### (1) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究・社会貢献活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守します。
- ② 上記の法令等違反行為、公序良俗に反する行為に対しては厳正に対処します。
- ③ 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

##### (2) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルを整備します。
  - ア 危機防止・管理委員会を設置し、リスクの洗い出しと防止策を整備します。
  - イ リスクが顕在化した場合、社会への公表などを通じダメージの最小化を図ります。
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
  - ア 学生・生徒等の安全安心対策
  - イ 減災・防災対策
  - ウ ハラスメント防止対策
  - エ 情報セキュリティ対策
  - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画を策定します。

#### 3-2 法令上の情報公表

- ① 梅光学院大学の教育・研究、社会貢献に関する情報公表
  - ア 大学の教育研究上の目的
  - イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
  - ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
  - エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
  - オ 教育研究上の基本組織
  - カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
  - キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
  - ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
  - ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力
- ② 学校法人に関する情報公表
  - ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
  - イ 寄附行為
  - ウ 監事の監査報告書
  - エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
  - オ 役員報酬に関する基準
  - カ 事業報告書

### 3-3 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない以下の情報についても、積極的に公開します。

- ① 梅光学院大学の教育・研究・社会貢献に関する情報
  - ア 入学志願者数、入試類型別の入学者の数、入学定員・収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数、無業者数、その他進学及び就職等の状況
  - イ 学生の満足度調査の結果
  - ウ 中退・休学の状況
  - エ 各種資格取得、検定試験の状況
  - オ 就職など進路決定状況
  - カ 奨学金、授業料減免等の状況
  - キ 生涯学習講座、社会人受け入れ、産官学連携、地域連携などの状況
  - ク 海外の協定校及び海外派遣学生者数など国際交流の状況
  - ケ 大学間連携の状況
- ② 学校法人に関する情報公開
  - ア 中期計画及びその実施状況
  - イ 理事会の主要・決定事項
  - ウ 事業報告書
    - 1) 法人の概要
      - ・学校法人の住所・連絡先
      - ・理事・監事・評議員の氏名、略歴（所属機関や職業等）
    - 2) 事業の概要
      - ・中期計画を踏まえた法人及び学校法人の主な事業の目的・計画及びその進捗状況と課題
    - 3) 財務の概要
      - ・収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較等を活用）
      - ・事業活動収支差額、人件費比率、資産運用状況など経営に関する改善に取り組んで

いれば、その改善策状況

4) 外部評価の結果

5) 学生・生徒・園児の保護者の満足度の状況

エ FD、SD の状況

オ 職員が有する学位及び教育・研究に関する業績

③ 梅光学院中学校、高等学校に関する情報公開

ア 中学校、高等学校の人材育成目標

イ 卒業認定の方針

ウ 教育課程編成・実施の方針

エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

オ 教育上の基本組織

カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位

キ 入学者の数、入学定員・収容定員、在学生生徒数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

ケ 学習成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境

サ 授業料、入学料等の学校側が徴収する費用

シ 生徒の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

ス 生徒が修得すべき知識及び能力

セ 自己点検評価の結果

ソ その他必要な事項

④ 梅光学院幼稚園に関する情報公表

ア 幼稚園の人材育成目標

イ 教育課程編成・実施の方針

ウ 教育上の基本組織

エ 教員組織、教員の数

オ 入園者の数、収容定員、在園児数

カ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

ケ 校地、校舎等の施設及び設備その他の園児の教育環境

コ 保育料、入園料等の徴収する費用

サ その他必要な事項

3-4 情報公開の工夫

- ① 寄附行為、監査報告書、財産目録等（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準）の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求により閲覧に供します。

- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の多様な媒体を活用します。

## 第4章 梅光学院の持続性を確保するための意思決定システム

### 4-1 理事会

#### (1) 理事会の役割

##### ① 最終意思決定機関としての役割

ア 理事会は、各学校の教育（大学はこれに加え研究と地域貢献）の質の向上と学校法人の経営力強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

##### ② 理事会の議決事項の明確化

ア 理事会において議決する重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 執行役員は、理事会に対し、担当する業務に関する報告を適時的確に行います。

##### ③ 執行役員たる理事及び設置学校運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、執行役員たる理事及び設置学校の運営責任者（学長、副学長及び学部長、園長、校長等）に対し、実効性ある監督を行います。

イ 理事会は、法人及び設置学校の業務の評価を行い、評価結果を業務改善に活かします。

##### ④ 関係規定に基づき、日常業務の執行に関し、常任理事会へ一定業務の権限を委任します。

##### ⑤ 学長への権限委任

ア 関係規定に基づき、理事会の権限の一部を学長に委任します。

##### ⑥ 理事会の機能の実質化のための方策

ア 理事会は、少なくとも年4回開催することとし、予め年間の開催計画を策定し、予算・事業計画、決算・事業報告など予想される審議事項について、内容と論点を事前に全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間を適切に確保します。

ウ 理事会及び理事の役割、権限、責任等についての研修を行います。

##### ⑦ 役員の実質化

ア 役員は、(ア)その任務を怠り、当法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負うものとします。

イ 役員が当法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負うものとします。

ウ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできないものとします。

#### 4-2 理事長、学院長の役割、権限、責任

##### (1) 代表権

① 理事長及び学院長は、本法人を代表します。理事長及び学院長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しません。

##### (2) 理事長、学院長の役割、権限、責任

① 理事長及び学院長は、法人及び設置学校の経営、教学の最高執行責任者として、誠実に業務を執行します。

② 理事長及び学院長は、業務執行にあたり、設置学校の持続的発展を最優先します。

③ 理事長及び学院長は、常に設置学校及び法人を取り巻く環境変化や政府や地方自治体の関連施策について最新の知識を吸収すべく務めます。

#### 4-3 理事の役割、権限、責任

##### (1) 理事

① 理事長を補佐する理事として、専務理事及び担当理事を置き、各々の役割のほか、理事長と学院長に続く代理権限順位を別に定めます。

② 理事長、学院長及び理事の解任については、寄附行為及び関連規程に定めます。

③ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

④ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑤ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告する義務を負います。

⑥ 学校法人と理事が利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けます。

##### (2) 教職員である理事（学内理事）

① 教職員である理事は、特に本法人及び設置学校の教職員としての知識・経験を活かし、教育・研究、経営面について、法人及び設置学校の持続的な成長のため適切に業務を執行します。

##### (3) 外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）

① 外部理事を複数名選任します。

② 外部理事は、キリスト教界、卒業生、社会一般の観点から、あるいは教育、大学経営に関する学識経験者として、法人及び設置学校の持続的発展のために理事としての業務を遂行します。

③ 外部理事には、法人及び設置学校の状況並びに審議事項について、十分な情報提供を行います。

#### (4) 理事への研修機会の提供

理事、特に外部理事に対し、私立学校の運営や政府や地方自治体などの関連施策などについて十分な研修機会を提供します。

### 4-4 監事の役割、責任、権限

#### (1) 監事の選任

- ① 監事の選任にあたっては、会計監査、あるいは法人運営、教育研究に関し、経験と見識を有し、公正に業務を遂行することのできる観点を優先します。
- ② 理事長は、独立性を確保する観点を重視する観点から、評議員会の同意を得て、理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ③ 監事は2名置きます。

#### (2) 監事の責務

- ① 監事は、善管注意義務及び重大な過失または故意により法人及び設置学校または第三者に損害を与えた場合には賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた梅光学院監事監査規則に則り、理事会その他の重要会議に出席することができるものとします。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できるものとします。

#### (3) 監事監査規則

- ① 監査機能の強化のため、梅光学院監事監査規則を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、理事、評議員をはじめ関係者に通知します。
- ③ 監事は、梅光学院監事監査規則に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

#### (4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、相互に意見を交換し、監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事間の情報共有を行うため監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、適切な研修機会を提供します。
- ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを適切に行います。

- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

#### 4-5 評議員会

##### (1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。

- ① 予算、事業計画
- ② 中期計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分
- ④ 役員報酬に関する基準の策定
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 法人合併
- ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散
- ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

- (2) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

#### 4-6 評議員

##### (1) 評議員の選任

- ① 評議員数は、理事数に対して2倍を超える人数を選任します。
- ② 評議員は、キリスト教界、卒業生、社会一般の観点から、あるいは教育、大学経営に関する学識経験者として、法人及び設置学校の持続的発展のために諮問に応じて意見を述べるものとしします。

##### (2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 評議員には、法人及び設置学校の状況並びに審議事項について、十分な情報提供を行います。学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを適切に行います。
- ② 評議員には、私立学校の運営や政府や地方自治体などの関連施策などについて十分な研修機会を提供します。